

△資 料▽

台灣の会社法（中華民國公司法）

（一九八三年一二月七日總統令修正公布）

王 子 天 德 訳・校閲
石 井 文 廣 訳

目 次

第一章 総 則	第四章 合資会社
第二章 合名会社	第五章 株式会社
第一節 設立	第一節 設立
第二節 会社の内部関係	第二節 株式
第三節 会社の对外関係	第三節 株主総会
第四節 退社	第四節 取締役及び取締役会
第五節 解散、合併及び組織の変更	第五節 監査役
第六節 清算	(以下次号)
第七節 社債	第六節 会計
第三章 有限会社	

第八節 新株の発行

第九節 定款の変更

第一〇節 会社の更生

第一一節 解散及び合併

第一二節 清算

第一目 普通清算

第二目 特別清算

第六章 削除

第七章 外国会社

第八章 会社の登記及び認許

第一節 申請

第二節 手数料

第九章 付則

第一章 総則

第一条 (会社の定義)

本法に於て会社と称するは、営利を目的とし本法に依

り組織され登記し成立したる社団法人を謂う。

第二条 (会社の種類)

①会社は分けて左の四種とす。

一 合名会社 二人以上の社員によりて組織され、会社の債務につき連帯無限の弁済責任を負う会社を謂う

二 有限会社 五人以上二一人以下の社員によりて組織され、其の出資額を限度として会社に対し其の責任を負う会社を謂う

三 合資会社 一人以上の無限責任社員と、一人以上の有

限責任社員によりて組織され、其の無限責任社員は会社の債務につき連帯無限の弁済責任を負い、有限責任社員は其の出資額を限度として会社に対し其の責任を負う会社を謂う

四 株式会社 七人以上の社員によりて組織され、資本の全部を株式に分かち株主は其の引受たる株式につき会社に対し其の責任を負う会社を謂う

②会社の名称には其の種類を標明することを要す。

第三条 (会社の住所)

①会社は其の本店の所在地を以て住所とす。

②本法に於て本店と称するは、会社が法に依り最初に設立され全ての組織を管轄する総機構を謂い、支店は本店の管轄を受ける分支機構を謂う。

第四条（外国会社の定義）

本法に於て外国会社と称するは、當利を目的として外国の法律に依り組織され登記し且中国政府の認許を経て中国国内に於て営業する会社を謂う。

第五条（主管機関）

本法に於て主管機関と称するは、中央に於ては経済部、省に在りては建設庁、直轄市に於ては建設局とす。

第六条（会社の成立要件）

会社は、中央主管機関に登記し、許可証を発給されたるに非ざれば成立することを得ず。

第七条（会社登記に関する審査の授權）

①会社の設立、変更或は解散の登記或は其の他の処理事項を中央主管機関は地方主管機関に其の審査決定を委託することを得。

②省建設庁は前項の業務の委託を受けたるとき、必要に応じ其の一部を県（市）に委託することを得。

第八条（会社の責任者）

①本法に於て会社の責任者と称するは、合名会社、合資会社に在りては業務を執行し或は会社を代表すべき社員、有限会社、株式会社に在りては取締役を謂う。

②会社の支配人或は清算人、株式会社の発起人、監査役、検査人、管財人或は保全管理人は其の執行する職務の範囲内に於て亦会社の責任者とする。

第九条（不実の登記の取消と処罰）

①会社の設立登記後、其の設立登記或は其の他の登記事項に違法の事情がありたるとき、会社の責任者は一年以下の有期懲役、拘禁或は二万元以下の罰金を科す。
②会社の責任者が前項の登記事項につき不実の記載をした者は、刑法或は特別刑法に依り処罰される。

③会社に納付すべき出資金を株主が実際に納付せざるも申請書に納付済と明記した場合或は株主が出資金を一旦納付し、登記手続完了後出資金を株主に返還したる場合或は株主が任意に出資金を回収するに任せた場合、会社の責任者に五年以下の有期懲役、拘禁或は二万元以下の罰金を科す。

④前三項に依る判決確定後、検察官は中央主管機関に通知し其の登記を取消す。

第一〇条（解散の命令）

①会社は、左に挙げる事由の一の場合、中央主管機関は職権或は地方主管機関の要請或は利害関係人の申請により解散を命令することを得。

一 会社設立登記後、満六ヶ月を経るもなお営業を開始せず或は営業を開始したる後自ら営業を停止し六ヶ月以上を経過した者

二 会社の取締役或は業務執行社員が法令違反或は定款に違反した行為の為、会社の正常な経営に影響を与えるに足る事情が生じ且主管機関が書面を以て警告をしたにも拘らず改めなく継続中の者

②前項第一号所定の期限は、正当な事由があるときは会社は延期の申請をなすことを得。

第一一条（解散の裁定）

①会社の経営が著るしく困難或は重大な損害が生じたとき、裁判所は社員の申請に基づき中央主管機関及び目的事業中央主管機関の意見を徵し且会社に答弁書を提出

するよう通知した後解散を裁定するものとす。

②前項の申請は、株式会社にあつては六ヶ月以上株式を保有し且発行済株式総数の一〇〇分の一〇以上の株式を有す株主が提出することを要す。

第二二条（登記の効力）

会社の設立登記後、登記すべき事項を登記していなかつたり或は登記後、登記事項に変更ありたるにも拘らず変更登記を行わざりし場合、其の事項を以て第三者に対抗することを得ず。

第二三条（他への投資の制限）

①会社は他の会社の無限責任社員或は組合事業の組合員となることを得ず。他の会社の有限責任社員又は株主となる場合、其の投資の総額は投資専業者を除く他、其の会社の払込済資本金の一〇〇分の四〇を超えることを得ず。

②会社の転投資が前項所定の額に達した後、被投資会社が利益或は法定積立金による増資で割当てた株式は、前項の制限を受けず。

③会社の責任者が第一項の規定に違反した場合、二万

元以下の罰金を科し又違反行為により会社が受けた損害を賠償することを要す。

第四条（起債の制限）

①会社の生産設備を拡充するため固定資産を増加させる場合、其の必要とする資金は、短期債を以てあることを得ず。

②短期債の期限は行政院の命令を以て定む。

③会社の責任者が第一項の規定に違反したる場合、各々に二万元以下の罰金を科し、これによりて会社が受けた損害を賠償することを要す。

第五条（業務と貸付金の制限）

①会社は、登記をした範囲以外の業務を営むことを得ず。

②会社の資金は、株主其の他個人に貸与することを得ず。

③会社の責任者が前二項の規定に違反したるとき、二万元以下の罰金並びにこれによりて会社が受けた損害を賠償することを要す。

第六条（保証人たるとの制限）

①会社は、他の法律に依ること或は会社の定款に規定された保証人となり得る場合を除き保証人となることを不得す。

第七条（特殊業務の登記及び取消）

②会社の責任者が前項の規定に違反したるとき、各々二万元以下の罰金と其の保証責任を自ら負う。会社が損害を受けたるときも亦賠償責任を負うものとす。

第八条（会社の名称専用権）

①同類業務の会社は、同一種類であるか否か或は同一省（市）区域内に在るか否かを問わず同じ或は類似の名称を使用することを得ず。

②同類業務でない会社が、同じ名称を用いたるとき、

登記が後の会社は、名称の中に区別に資することのできる文字を加えることを要す。

③会社は、外国語訳及び政府機関、公益団体と関係があるかのように誤認し易き名称を用いることを得ず。

但し、認許を経た外国会社或は外国人が法に依り投資を許可されて設立した会社は、外国語訳を使用することを得。

第十九条（未登記営業の処罰）

①未だ設立登記をなさずして会社の名称を以て業務を経営し又は其の他の法律行為をなすことを得ず。

②前項の規定に違反した者は、其の行為を行ったる者に一万五千元以下の罰金と其の責任を負わせ、行為者が二人以上の場合、連帶して其の責に任じ主管機関が会社の名称を使用することを禁ず。

第二〇条（年度末帳簿書表の審査）

①会社は、毎営業年度の終わりに、営業報告書、貸借

対照表、財産目録、損益計算書及び剩余金分配表或は補填損失配分表を提出し社員の同意又は株主総会の承認を求めることが要す。

②資本額が一定額以上に達した会社は、政府が認めた公営事業を営む会社を除き、其の貸借対照表及び損益計算書は予め会計士の認証を経ることを要す。

③前項の額は、中央主管機関の命令を以て之を定む。

④第一項に挙げた書表は、主管機関はいつにても人を派遣し、調査することができ、其の調査方法は中央主管機関が之を定む。

⑤会社の責任者が第一項或は第二項の規定に違反したとき、各々一千元以上五千円以下の罰金を科し、帳簿に不実の記載をした者は刑法或は特別刑法の規定に依り处罚される。

第二一条（会社業務の検査等）

主管機関はいつにても人員を派遣し、会社業務及び財務状況を検査することを得。検査により経営に不当の状況が発見されたとき、命令を以て正すことを得。

第二二条（帳簿の調査方法）

主管機関が第二〇条の規定に依る各項目書表調査を行う際、疑問点について会社に証明書類証憑帳簿の提出を命ずることを得。但し、秘密を守ることを要す。又書類

は受領後三〇日以内に査閲し返却することを要す。

第二十三条（責任者の越権行為責任）

会社の責任者は、会社の業務執行に於て法令に違反し其の為に他人が損害を受けたとき其の他人に対し会社と連帶して賠償の責を負う。

第二十四条（会社解散後の清算）

解散した会社は、合併、破産による解散を除き清算を行ふことを要す。

第二十五条（清算中の会社）

解散した会社は、清算の範囲内に於て未だ解散していないものと看做す。

第二十六条（清算中の営業）

前条の解散会社は、清算期間中にあっても現務を終結し清算目的に便宜たらしめる為、暫時業務を經營することを得。

第二十七条（政府或は法人が株主のときの権利）

①政府或は法人が株主たるとき、業務執行社員或は取締役或は監査役に推挙され又は当選することを得。但し、自然人の代表を指定して職務を執行しなければならない。

②政府或は法人が株主たるとき、其の代表者も亦業務執行社員に推挙され、取締役或は監査役に当選することを得。代表者が数人いるとき各々推挙され或は当選することを得。

③前二項の代表は、其の職務関係により隨時更迭せしめ、其の残存任期を務むることを得。

④第一項及び第二項の代表権に対する制限は、善意の第三者に対抗することを得ず。

第二十八条（公告の方法）

本法にいう公告は、政府主管機関の公告を政府公報に掲載すべきことを除き、其の他の公告は本店所在地の県（市）或は省（市）の日刊新聞の顯著な部分に掲載することを要す。

第二十八条之一（送達の方法）

主管機関は、法に依り会社に送達すべき公文書が会社の移転先不明或は其の他の原因により送達する方法なき場合、会社責任者に対する送達に改む。会社責任者が行方不明の為送達するすべが之亦なきときは、公告を以て之に代えることを得。

第二十九条（支配人の設置）

①会社は、定款の定めるところにより支配人を置くことを得。支配人が二人以上の場合は、一人を総支配人とし、一人或は数人を支配人とする。

②支配人の委任、解任及び報酬は左に挙げた規定に依り之を定む。

一 合名会社、合資会社に在りては、無限責任社員の過半数の同意を要す

二 有限会社に在りては、社員の過半数の同意を要す

三 株式会社に在りては、取締役の過半数の同意を要す

③総支配人を置く会社は、総支配人が其の他の支配人の委任、解任を発案し、前項の規定に依り処理す。

④支配人は、国内に住所或は居所を有することを要す。

第三〇条（支配人の消極資格）

左に挙げた事由の一の者は支配人となることを得ず。其の者が既に支配人を勤めていた場合之を解任し主管機関より支配人登記を取消す。

一 かつて内乱、外患の罪で判決が確定或は指名手配を受け、未だ案件が終結せざる者

二 かつて詐欺、背任、横領罪或は工商管理法令に違反し

有期懲役一年以上の刑の宣告を受け刑期満了後未だ二年を経過せざる者

三 かつて公務につき、公金を横領し判決が確定して刑期満了後未だ二年を経過せざる者

四 破産宣告を受け未だ復権せざる者

五 重大な債務不履行の為信用を喪失し、未だ了結していないか或は了結後二年に満たざる者

六 制限行為能力者

第三一条（支配人の職務権限）

支配人の職務権限は、定款に規定するものを除き、契約によりて之を定めることを得。

第三二条（支配人の競業禁止）

支配人は他の営利事業の支配人を兼務することを得ず。

並びに自己又は他人の為同種の業務を営むことを得ず。但し、取締役或は業務執行社員の過半数の同意あるとき此の限に在らず。

第三三条（支配人の決議遵守義務）

支配人は、株主或は業務執行社員の決定或は株主総会

或は取締役会の決議を変更し又は其の定められたる権限を越すことを得ず。

第三四条（支配人の損害賠償責任）

支配人が法令、定款又は前条の規定に違反したる為会社が損害を受けたるとき、会社に対して賠償の責を負う。

第三五条（支配人の署名義務）

会社が本法に依り作成した各項の帳簿は、支配人を置きたる場合は、其の署名を経て責を負う。支配人が数人あるとき總支配人及び各帳簿作成を管轄する支配人が署名し責を負う。

第三六条（支配人権限の制限）

会社が支配人の職務権限に加えたる制限は之を以て善意の第三者に対抗することを得ず。

第三七条（支配人持株申告の義務）

株式を公開したる会社は、支配人が会社の株式を保有している場合、就任後、其の額を主管機関に申告し、之を公告することを要す。在任期間に増減ありたるとても亦同じ。

第三八条（支配人の補佐）

会社は、定款を以て一人又は数人の副總支配人或は副總支配人補佐或は副支配人を置き、總支配人又は支配人を補佐せしむることを得。

第三九条（支配人規定の準用）

第二九条乃至第三七条の規定は副總支配人、副總支配人補佐、副支配人に之を準用す。

第二章 合名会社

第一節 設立

第四〇条（合名会社の社員の制限と定款の作成）

①合名会社の社員は二人以上たることを要す。其の半数は国内に住所を有することを要す。

②社員は、全員の同意を以て定款を作成し、署名捺印

の上、本店に置くと共に各自一通を保有することを要す。

第四一条（合名会社の定款の内容）

①合名会社の定款には左の事項を記載することを要す。

一 会社の名称

二 営む事業

三 社員の氏名、住所或は居所

四 資本の総額及び各社員の出資額

五 各社員が金銭以外の財産を出資したるとき其の種類、数量、価格又は評価の基準

六 利益分配又は損失分担の割合又は基準

七 本店の所在地、支店を有する場合は其の所在地

八 会社を代表すべき社員の定めあるときは其の氏名

九 業務執行社員の定めあるときは其の氏名

一〇 解散事由の定めあるときは其の事由

一一 定款作成の年月日

②会社を代表する社員が前項の定款を本店に備置かざる場合、一千元以上五千円以下の罰金を科す。会社の責任者が備えたる定款に不実の記載をしたるとき刑法或は特別刑法の規定に依り処罰さる。

を以て之を定めることを得。

第二節 会社の内部関係

第四十二条 (合名会社の内部関係)

会社の内部関係は、法律に規定するものを除き、定款

第四十三条 (社員の出資の種類)

社員は、信用、労務或は其の他の権利を以て出資することを得。但し、第四一条第一項第五号の規定に依り之を処理することを要す。

第四十四条 (債権と出資金の相殺)

社員が債権を以て出資金と相殺したる場合に於て、其の債権の弁済期に弁済せられざるとき、其の社員は当該不足額を補充することを要す。之によりて会社が損害を受けたるとき賠償の責をも負う。

第四十五条 (業務執行社員)

①各社員は何れも業務を執行する権利を有し義務を負う。但し、定款に社員中の一人又は数人を業務執行者と定めたるとき其の定めに従う。

②前項の業務を執行する社員の半数以上は国内に住所を有することを要す。

第四十六条 (業務執行の方法)

①社員の数人又は全員が業務を執行するときは、業務の執行に関しては過半数の同意による。

(2)業務を執行する社員は、通常の事務に関しては各自

単独に執行することを得。但し、業務執行社員の一人が異議を申し出たとき直ちに其の執行を停止することを要す。

第四十七条（定款の変更）

会社の定款の変更は、総社員の同意を得ることを要す。

第四十八条（業務を執行せざる社員の監督権）

業務を執行せざる社員はいつにても業務執行社員に対し会社の営業状況を質問し、財産に関する文書、帳簿書表を査閲することを得。

第四十九条（業務執行社員の報酬請求権）

業務執行社員は特約あるに非ざれば会社に対し報酬を請求することを得ず。

第五十条（償還と賠償請求権）

(1)社員が業務執行の為に立替えたる金銭は会社に其の償還を請求し、且立替金の利息の支払を請求することを得。亦債務を負担し其の債務の弁済期が未だ到来せざるときは相当なる担保を請求することを得。

(2)社員が業務執行の為自己に過失なくして損害を受け

たるべき会社に対し賠償を請求することを得。

第五一条（業務執行の確保）

会社が定款に社員の一人又は数人が専ら業務を執行すべきことを定めたるとき其の社員は故なく辞職することを得ず。他の社員も亦故なく其の社員を退職せしむることを得ず。

第五十二条（業務執行の依拠）

(1)社員が業務を執行するとき法令、定款及び社員の決定に従うことを要す。

(2)前項の規定に違反して会社が損害を受けたるとき会社に対し賠償の責を負う。

第五十三条（金銭の代理徴収及び返還の義務）

社員が会社に代わりて金銭を受領したとき、相当の期間内に其の金額を会社に引渡さず又は会社の金銭を流用したるべき利息を加算し併せて償還することを要す。亦会社が損害を受けたとき賠償することを要す。

第五十四条（競業禁止と会社帰入権）

(1)社員は、他の総社員の同意を得るに非ざれば他の会社の無限責任社員或は組合事業の組合員となることを得

ず。

- ②業務執行社員は、自己或は他人の為に会社と同種の営業行為をなすことを得ず。

- ③業務執行社員が前項の規定に違反したとき、他の社員は過半数の決議を以て自己或は他人の為になした行為による所得を会社の所得とするを得。但し、所得発生後一年を越えたときは此の限に在らず。

第五十五条（出資譲渡の禁止）

社員は、他の総社員の同意を得るに非ざれば自己の出資の全部或は一部を他人に譲渡することを得ず。

第五十八条（代表権の制限）

会社が社員の代表権に加えた制限は之を以て善意の第三者に対抗することを得ず。

第五十九条（双方代理の禁止）

会社を代表する社員が自己又は第三者の為会社と売買、貸借其の他法律行為をなす場合に於ては同時に会社の代表たることを得ず。但し、会社に対し債務を弁済するときは此の限に在らず。

第六十条（社員の連帯弁済責任）

会社の資産が債務を完済するに足らざるとときは社員は連帶して其の弁済の責を負う。

第六十一条（新社員の責任）

①会社は、定款を以て会社を代表すべき社員を定めるを得。其の未だ之を定めざるとき各社員は何れも会社を代表することを得。

会社に加入して社員となりたる者は、其の加入前に生じたる会社の債務についても亦責を負う。

第六十二条（社員類似行為の責任）

社員に非ざる者が自己を社員と信ぜしむべき行為ありたるとき善意の第三者に対し社員と同一の責を負う。

第五十七条（会社代表の権限）

会社を代表する社員は、会社の営業に関する一切の事務を処理する権限を有す。

第六十三条（利益の分配）

①会社は、損失を補填した後でなければ利益を分配することを得ず。

②会社の責任者が前項の規定に違反したとき各一年以下の有期懲役、拘禁又は二万元以下の罰金を科す。

第六十四条（相殺の禁止）

会社の債務者は、其の債務を以て社員に対する債権と相殺することを得ず。

第四節 退社

第六十五条（社員の退社通告）

①定款を以て会社の存続期間を定めざりしどき、退社に関し別段の定めある場合を除き、社員は毎営業年度の終了時に退社することを得。但し、六カ月前に書面を以て会社に通告するを要す。

②社員は、自己の責に帰すべからざる重大な事由があるとき会社に存続期限の定めがあると否とを問わずいつにても退社することを得。

第六十七条（社員の除名）

社員に左の各号の事由の一あるときは他の総社員の同意を以て其の除名を決議することを得。但し、通知後に非ざれば之を以て其の社員に対抗することを得ず。

- 一 出資をすべき資本金の払込みが能はざるとき或は屢催告するも出資をせざる者
- 二 第五十四条第一項の規定に違反した者
- 三 不正の行為をなし会社の利益を妨害した者

第六十六条（法定退社）

①前条に規定してある場合を除き、社員は左の各号の事由の一に依りて退社す。

一定款に定める退社事由

二 死亡

三 破産

四 禁治産の宣告

五 除名

六 社員の出資金が裁判所の強制執行を受けた者

②前項第六号の規定に依りて退社するとき、執行裁判所は会社及び其の他の社員に対し二ヵ月前に通知することを要す。

四 会社に対して重要な義務を尽さざる者

第六八条 (氏名使用の禁止)

会社の名称中に社員の氏或は氏名を用いた場合に於て其の社員が退社したるとき、其の使用の停止を請求することを得。

第六九条 (出資割合の清算)

①退社する社員と会社との清算は、退社のときに於ける会社の財産の状況を基準とす。

②退社した社員の出資は、其の種類を問わず総て金銭を以て之を払戻すことを得。

③社員が退社のとき、未だ完結せざる会社の事務ありたるとき完結後其の損益を計算して利益損失を分配す。

第七〇条 (退社社員の責任)

①退社社員は地方主管機関に登記を申請することを要す。登記前に生じた会社の債務について登記後二年内はなお連帶無限の責任を負う。

②社員が其の出資を譲渡したるとき前項の規定を準用す。

第五節 解散、合併及び組織の変更

第七一条 (解散の事由)

①会社は左の各号の事由の一あるとき解散す。

一定款に定めたる解散事由

二 会社の営む事業の成就或は成就不能

三 総社員の同意

四 社員数の変動により本法に定められた最低人数不足

五 他の会社との合併

六 破産

七 解散の命令或は判決

②前項第一号第二号は、総社員或は一部社員の同意があれば経営を継続することを得。其の同意をしない者あるときは退社と看做す。

③第一項第四号は、新たに社員を加入せしめ経営を継続することを得。

④前二項の事由に依り経営を継続するときは定款を変更することを要す。

第七二条 (会社合併)

会社は、総社員の同意を以て他の会社と合併すること

を得。

第七五条（権利義務の一括継承）

第七三条（会社合併の手続き）

合併によりて消滅する会社の権利義務は合併後存続または設立した会社が之を継承す。

- ①会社が合併の決議をなしたるとき直ちに貸借対照表及び財産目録を作成することを要す。

②会社は合併の決議をなした後、直ちに各債権者に通告し並びに公告を以て三ヶ月以上の期限を指定し、債権者は期限内に異議を提出し得べき旨を明らかにすることを要す。

③会社の責任者が前二項の規定に違反し、他の会社と合併をしたとき各二萬元以下の罰金を科す。其の貸借対照表或は財産目録に不実の記載をなしたるときは刑法または特別刑法の規定に依り処罰さる。

第七四条（通知と公告の効力）

①会社が前条の通知及び公告をなさず又は其の指定した期限内に異議を提出した債権者に弁済をなさず若是相当の担保を提供せざるとき其の合併を以て債権者に対抗することを得ず。

②会社の責任者が前項の規定に違反し他の会社と合併したるときは各二萬元以下の罰金を科す。

第六節 清 算

第七六条（会社の組織変更）

①会社は、総社員の同意があるとき一部の社員を有限责任に改め或は新たに有限責任社員を加入せしめ以て其の組織を合資会社に変更することを得。

②前項の規定は、第七一条第三項に規定する経営を継続する会社に之を準用す。

第七七条（合併規定の準用）

会社が前条の組織変更をするとき第七三条乃至第七五条の規定を準用す。

第七八条（組織変更後の社員の責任）

社員が第七六条第一項の規定に依り有限責任に改められたとき会社の組織変更前の債務につき、組織変更登記後二年以内はなお連帶無限責任を負う。

会社の清算は、総社員を以て清算人とす。但し、本法
或は定款に別に定めあるときは社員の決議で別に清算
人を選出するときは此の限に在らず。

第八〇条（清算人の繼承）

総社員が清算を行う場合、社員中に死亡した者があり
たるときは其の相続人が清算事務にあたり、相続人が数
人あるときは互選により其の中の一人が之を行ふ。

第八一条（清算人の選任）

第七九条の規定に依り清算人を定めること能はざると
き裁判所は利害関係人の申立により清算人を選任すること
を得。

第八二条（清算人の解任）

裁判所は利害関係人の申立により必要ありと認めたと
き清算人を解任することを得。但し、社員が選任した清
算人は亦社員の過半数の同意によりて之を解任すること
を得。

第八三条（清算人の届出）

①清算人は、就任後一五日以内に其の氏名、住所或は
居所及び就任した日を裁判所に届出することを要す。

第八四条（清算人の職務）

①清算人の職務は左の如し。

- 一 業務の終結
- 二 債権の取立、債務の弁済
- 三 利益或は損失の配分
- 四 残余財産の分配

②清算人は、前項の職務を執行するとき会社を代表し、
訴訟上或は訴訟外の一切の行為を行う権限を有す。但し、
会社の當業を資産及び負債を含め他人に譲渡するときは
総社員の同意を要す。

第八五条（清算人の代表権）

①清算人が数人あるときは、一人或は数人をして会社
を代表せしめ、未だ定まらざるときは、第三者に対しても

②清算人の解任は、社員より一五日以内に裁判所に届
出することを要す。

③裁判所が清算人を選任したとき之を公告することを
要し、解任したときも亦同じ。

④第一項或は第二項の規定に依る期限届出の規定に違
反した者は各一千元以上五千円以下の罰金を科す。

各自会社を代表する権限を有す。清算事務の執行は、過半数の同意に於て決定す。

②会社の清算人の推挙決定は、第八三条第一項の規定を準用し裁判所に届出を要す。

第八六条（清算人代表権の制限）

清算人の代表権に加えた制限は、之を以て善意の第三者に対抗することを得ず。

第八七条（清算人の財産検査、清算の完結と質問に対する答弁）

①清算人は就任後直ちに会社財産の状況を検査し、貸借対照表及び財産目録を作成して各社員に送付し、査閲させることを要す。

②前項の検査を妨害したときは、各二万元以下の罰金を科す。貸借対照表或は財産目録に不実の記載をした者は刑法或は特別刑法の規定に依り処罰さる。

③清算人は、六ヶ月以内に清算を完結することを要す。

六ヶ月以内に清算を完結すること能はざると清算人は理由を申し述べて裁判所に期限の伸長を申請することを得。

④清算人が前項の期限内に清算を完結させざるときは各二千元以上一万五千元以下の罰金を科す。

⑤清算人は、社員より質問ありたると、清算状況を隨時答申することを要す。

第八八条（債権の催告）

清算人は就任後、公告の方法にて債権者に対し其の債権の申出を催告することを要す。明かな債権者には各別に通知することを要す。

第八九条（破産宣告の申請）

①会社の財産が其の債務を完済するに足らざるとき清算人は直ちに破産の宣告を申請することを要す。

②清算人が其の事務を破産管財人に引継たると、其の職務は之によりて終了す。

③清算人が第一項の規定に違反し、直ちに破産宣告の申請をなさざるとときは各二万元以下の罰金を科す。

第九〇条（財産分配の制限）

①清算人は、会社の債務を完済した後に非ざれば会社の財産を各社員に分配することを得ず。

②清算人が前項の規定に違反して会社の財産を分配し

たときは各一年以下の有期懲役、拘禁或は二万元以下の罰金を科す或は併科す。

第九一条（残余財産の分配）

残余財産の分配は定款に別段の定めある場合を除き利益或は損失を分配した後における各社員の純残存出資の割合によりて之を定む。

第九二条（清算承認の請求）

清算人は、清算完結後一五日以内に決算に関する帳簿書表を作成し、各社員に送付し其の承認を求むることを要す。社員が一ヶ月以内に異議を提出せざるときは之を承認したものと看做す。但し、清算人に不法行為ありたるときは此の限に在らず。

第九三条（清算完結の届出）

- ①清算人は、清算完結後各社員の承認を経たときから一五日以内に裁判所に届出することを要す。
- ②清算人が前項の届出期限に関する規定に違反したときは各一千元以上五千円以下の罰金を科す。

第九四条（帳簿文書の保存）

会社の帳簿、書表及び営業と清算事務に関する文書は

清算が完結し裁判所に届出た日から一〇年間之を保存することを要す。其の保存人は社員の過半数の同意を得て之を決定す。

第九五条（清算人の注意義務）

清算人は善良なる管理者の注意を以て職務を処理することを要す。怠惰により会社に損害が発生したときは会社に対し連帶賠償の責を負う。故意或は重大なる過失のあるときは第三者に対しても連帶賠償責任を負う。

第九六条（社員連帶責任の消滅）

社員の連帶無限責任は解散登記後満五年にて消滅す。

第九七条（清算人の委任関係）

清算人と会社との関係は、本法の規定の外、民法の委任に関する規定に依る。

第三章 有限公司

第九八条（有限公司の組織と定款の作成）

- ①有限公司の社員は五人以上二二人以下たることを要

す。其の半数以上は中華民国国籍を有し、且国内に住所を有し、亦其の出資額合計は会社の資本総額の二分の一を越えることを要す。

②社員人数が相続或は遺産贈与により変更ありたると

きは、前項二一人の制限を受けず。

③社員は総員の同意を以て定款を作成し署名捺印の上、

之を本店に置くと共に各自一通を保有することを要す。

第九九条（社員の有限責任）

各社員の会社に対する責任は、其の出資額を限度とす。

第一〇〇条（出資の履行）

①会社の資本は、各社員に於て総額全部の払込をなす

ことを要し、分割払込或は引受の募集をなすことを得ず。

②有限会社の最低資本総額は、主管機関が其の会社の

性質に応じ状況を斟酌して命令を以て之を定むることを得。

第一〇一条（有限会社の定款）

①会社の定款には左の事項を記載することを要す。

但し、定款を以て出資の多少により比例配分によりて議決権を定めることを得。

②政府或は法人が株主のとき、第一八一条の規定を準用す。

二 営む事業

三 社員の氏名住所或は居所

四 資本総額及び各社員の出資額

五 利益及び損失配分の比例或は基準

六 本店の所在地、支店を有する会社は其の所在地

七 取締役の人数、氏名、代表取締役の定めがあれば其の

者氏名

八 解散事由の定めあるときは其の事由

九 会社の公告をなす方法

一〇 定款作成の年月日

②会社を代表する取締役が前項に定められた定款を本

店に備置かないとき一千元以上五千元以下の罰金を科す。

会社の責任者が備置いた定款に不実の記載があつたときは刑法或は特別刑法の規定に依り处罚さる。

第一〇二条（社員の議決権）

①一社員毎の出資の多少に拘らず一議決権を有する。

但し、定款を以て出資の多少により比例配分によりて議決権を定めることを得。

②政府或は法人が株主のとき、第一八一条の規定を準用す。

第一〇三条 (社員名簿の備置及び其の内容)

①会社は、本店に社員名簿を備置き、左の事項を記載することを要す。

- 一 各社員の出資額及び其の持分証券の番号
 - 二 各社員の氏名或は名称、住所或は居所
 - 三 出資払込の年月日
- ②会社を代表する取締役が前項に定められた名簿を本店に備置かざるときは一千元以上五千元以下の罰金を科す。会社の責任者が備置いた社員名簿に不実の記載をなしたときは刑法或は特別刑法の規定に依り処罰さる。
- ### 第一〇四条 (持分証券の内容)
- ①会社は設立登記後左の各号の事項を記載した持分証券を発行することを要す。
- 一 会社の名称
 - 二 設立登記の年月日
 - 三 社員の氏名或は名称及び其の出資額
 - 四 持分証券発行の年月日

②第一六二条第二項、第一六三条第一項但書、第一六五条の規定は前項の持分証券に之を準用す。

第一〇五条 (持分証券の作成)

会社の持分証券は全取締役が署名捺印す。

第一〇六条 (資本の増減と組織の変更)

①会社は其の資本の総額を減少することを得ず。増資をなさんとするときは社員の過半数の同意を経ることを要す。但し、社員は増資に同意したときと雖も従前の出資額に応じて出資をなす義務なし。

②前項の増資に不同意の社員は定款の増資によつて修正した部分に同意をしたものと看做す。

③第一項但書の事情があるとき総社員の同意を経て新社員を参加させることを得。

④前項の状況は其の社員が七人以上あるとき総社員の同意を得て其の組織を株式会社に変更することを得。

⑤第四一二条の規定は第一項の増資に之を準用す。

第一〇七条 (組織変更の通知、公告及び債務の継承)

①会社は組織変更の決議後、各債権者に各々通知及び公告することを要す。

②組織変更後の会社は、組織変更前の会社の債務を継承す。

第一〇八条（業務執行の機関）

①会社は、業務執行並びに会社を代表する取締役を少なくとも一人置くことを要す。取締役の人数は三人を限度とし、行為能力のある社員の中から選任す。取締役が数人いるとき、定款の規定を以て一人を代表取締役に特定し、対外的に会社を代表することを得。

②会社を代表する取締役は、中華民国国籍を有し国内に住所を有することを要す。

③第三〇条、第四六条、第四九条乃至第五三条、第五四条第二項、第三項、第五七条乃至第五九条及び第二一条の規定は取締役に之を準用す。

第一〇九条（社員の監査権）

業務執行をせざる取締役は、すべて監査権を行使することを得。この監査権の行使は第四八条の規定を準用す。

第一一〇条（帳簿の作成）

①各當業年度の終了毎に取締役は第二二八条の規定に依り各項の帳簿を作成し、各社員に送付し、其の承認を得ることを要す。

②前項の帳簿は、送達後一ヶ月を経過したるも異議を

申立てる者なきときは承認されたものと看做す。

③第二三一条乃至第二三三条、第二三五条及び第二四五条第一項の規定は有限会社に之を準用す。

第一一一条（出資の譲渡）

①社員は、総社員の過半数の同意を得るに非ざれば其の出資の全部或は一部を他人に譲渡することを得ず。

②前項の譲渡は、不同意の社員が優先譲受権を有す。譲受を承諾せざるとときは、譲渡に同意し定款の社員及び出資額事項の修正に同意したものと看做す。

③取締役は、他の総社員の同意を得るに非ざれば其の出資の全部或は一部を他人に譲渡することを得ず。

④裁判所が強制執行手続きにより、社員の出資を他人に譲渡せしめるとき会社及び他の総社員に対し、二〇日以内に第一項或は第三項の方法により、譲受人を指定すべき旨通知することを要す。期限を経過した後、未だ指定せず或は指定した譲受人が同一条件にて譲受を肯ぜざるとき、譲受に同意し定款の社員及び出資額事項の修正に同意したものと看做す。

第一一二条（利益からの別途法定積立）

①会社は欠損を補い一切の税金を完納後、利益の分配前一〇〇分の一〇を優先的に法定利益積立金として別途積立することを要す。但し、法定利益積立が資本総額に達したときは此の限に在らず。

②前項の法定積立を除き、会社は定款の規定或は総社員の同意を経て別に特別利益積立をすることを得。

③会社の責任者が第一項の規定に違反し、法定利益積立を行わざるとき、各二万元以下の罰金を科す。

第一一三条（合名会社規定の準用）

会社の定款の変更、合併、解散及び清算は合名会社の規定を準用す。

第一一八条（有限責任社員の監督権）

合資会社の定款には、第四一条各号の事項を記載する外、各社員の責任が無限或は有限なることを記載することを要す。

第一一七条（有限責任社員の出資の制限）

有限責任社員は信用或は労務を以て出資となすことを得ず。

第一一五六条（合名会社規定の準用）

合資会社は本章の規定を除き、第二章の規定を準用す。

任を負い、有限責任社員は、出資額を限度として会社に對し責任を負う。

第一一六条（定款の内容）

第四章 合資会社

第一一四条（合資会社の組織と社員の責任）

①合資会社は、無限責任社員及び有限責任社員を以て組織す。

②無限責任社員は、会社の債務につき連帯無限償還責

下の罰金を科す。

第一一九条（有限責任社員の出資の譲渡）

①有限責任社員は、無限責任社員の過半数の同意を得るに非ざれば、其の出資の全部或は一部を他人に譲渡することを得ず。

社せず。

②有限責任社員が死亡したとき其の出資は相続人に帰属す。

ることを得ず。

第一二四条（退社の手続き）

②第一一一条第二項及び第四項の規定は、前項に之を準用す。

第一二〇条（競業禁止の責任免除）

有限責任社員は、自己或は他人の為会社と同種の営業行為をなし、他の会社の無限責任社員となり又は組合事業の組合員となることを得。

第一二一条（表見無限責任社員の責任）

有限責任社員が他人に自己を無限責任社員と信ぜしむべき行為ありたるとき善意の第三者に対し無限責任社員の責を負う。

第一二二条（業務執行及び会社の代表の禁止）

有限責任社員は、会社の業務を執行し外に対して会社を代表することを得ず。

第一二三条（退社の制限と出資の継承）

①有限責任社員は、禁治産の宣告を受けたるにより退

第一二五条（有限責任社員の除名）

①有限責任社員に左の各号の事由の一あるときは無限責任社員全員の同意により之を除名することを得。

一 出資の義務を履行せざるとき

二 不正の行為をなし会社の利益を妨害したるとき
②前項の除名は、其の社員に通知したる後に非ざれば之を以て其の者に対抗することを得ず。

第一二六条（解散と組織の変更）

①会社は、無限責任社員或は有限責任社員の全員の退社によりて解散す。但し、其の残れる社員の同意の一致を以て新規に無限責任社員或は有限責任社員を加入せしめて経営を継続することを得。

②前項の有限責任社員が全部退社したとき、無限責任

社員が二人以上あれば同意の一一致を以て合名会社に組織
を変更することを得。

③無限責任社員と有限責任社員の全体の同意を以て其
の組織を合名会社に変更したとき、前項の規定に依り之
を行う。

第一二七条（清算人の選任）

清算は、無限責任社員全員が之を行ふ。但し、無限責
任社員の過半数の同意で以て別に清算人を選任すること
を得。其の解任も亦同じ。

第五章 株式会社

第一節 設立

第一二八条（発起人の制限）

①株式会社の設立には、七人以上の発起人を要し、其
の半数以上は国内に住所を有することを要す。

②無能力者及び制限行為能力者は発起人となることを

得ず。

③政府或は法人は、発起人となることを得。但し、法
人が発起人となるときは会社に限る。

第一二九条（定款の絶対記載事項）

発起人は、総員の同意を以て定款を作成し之に左の各
号の事項を記載して署名捺印することを要す。

- 一 会社の名称
- 二 営む事業
- 三 株式の総額及び一株の金額
- 四 本店の所在地
- 五 会社のなす公告の方法
- 六 取締役及び監査役の人数及び任期
- 七 定款作成の年月日

第一三〇条（定款の相対記載事項）

①左の各号の事項は之を定款に記載するに非ざれば其
の効力を生ぜず。

- 一 支店の設立
- 二 株式の発行を数次に分かつものは会社設立時に定めた

発行数額

三 解散の事由

第一三三条 (株主公開募集の申請審査)

四 特別株の種類及び其の権利義務

五 発起人が受くことを得る特別の利益及び受益者の氏名

②前項に於て発起人が受くことを得る特別の利益は期

限の定めなく或は確定した額がないものについては、株

主総会は之を修正或は取消することを得。但し、発起人の

既得利益を侵害することを得ず。

第一三一条 (発起設立及び取締役、監査役の選任)

①発起人が第一次の発行すべき株式総額を引受たときは、

直ちに引受株式の数に応じて株金の払込みをなし、取締役と監査役を選任することを要す。

②前項の選任方法は、第一九八条の規定を準用す。

③第一項の株金は、会社の事業で必要とする財産を以て充當することを得。

第一三二条 (募集設立)

①発起人が第一次発行の株式の総額を引受ざるときは、

総数を引受るに足る株主を募集することを要す。

②前項の株主を募集するとき第一五七条の規定に従い

特別株を発行することを得。

第一三四条 (払込金代理受領の証明)

①発起人が、株主を公開募集せんとするときは先に左の各号を具備して証券管理機関に審査決定の申請をする

ことを要す。

一 営業計画書

二 発起人の氏名、経歴、引受たる株式の数及び出資の種類

三 株主募集規約

四 払込金代理受領の銀行或は郵便局の名称及び所在地

五 株式売出し引受機関或は株式売出し代理機構があるものは其の名称及び約定事項

六 証券管理機関が定めた其の他の事項

②前項の発起人引受株式数は、第一次発行株式の四分の一を下ることを得ず。

③第一項各号は、証券管理機関の通知到達の日より起

算して三〇日以内に審査許可の文書番号記号及び年月日を付記して公告により公募することを要す。但し、第五

号の約定事項は公告を免除することを得。

払込金代理受領の銀行或は郵便局は、受領した払込金につき其の受領金額を証明する義務を有し、其の証明された受領金額は既払込株金と認む。

第一三五条（不許可或は許可の取消）

①株式の公募申請について左の状況の一あるものは、証券管理機関は不許可或は許可を取消すことを得。

- 一 申請事項が法令に違反するもの或は虚偽のもの
- 二 申請事項に変更があり補正期間を経るも未補正のもの

②発起人は、前項第一号の事情のあるとき、虚偽部分について刑法或は特別刑法の規定に依り処罰さるる外、各一年以下の有期懲役、拘禁、或は二万元以下の罰金を科す或は併科す。前項第二号の事由があるとき、証券管理機関より各二千元以上一万元以下の罰金を科す。

第一三六条（許可取消の効力）

前条の許可の取消は、未だ応募者が無いときは募集を停止し、応募者が既にあるときは応募者は株式の原発行金額に法定利息を加算して返還を請求することを得。

第一三七条（株主募集規約に記載すべき事項）

株主募集規約には左の各号の記載を要す。

第一一二九条及び第一三〇条各号の事項

二 各発起人が引受けた株数

三 額面を超過して発行する株式は其の金額

四 売出し公募株式総数完売の期限及び期限内に応募不足のとき、応募者が株式引受の撤回を通告することができること

五 特別株を発行したるときは其の総額及び第一五七条各号の規定

六 無記名株式を発行したるときは其の総額

第一三八条（株式申込書の備置）

①発起人は、株式申込書を作成し第一三三条第一項各号の事項を記載し並びに証券管理機関の許可証の許可番号記号及び年月日を付記し、株式申込人によりて引受株

数と金額及び其の住所或は居所を記し、署名捺印す。

②額面を超過して株式を発行するときは、株式申込人は、株式申込書に其の引受金額を記載することを要す。

③発起人が第一項の規定に違反して株式申込書を備えなかつたときは、証券管理機関は各一千元以上五千元以下の罰金を科す。備えた株式申込書に不実の記載がある

ときは刑法或は特別刑法の規定に依り処罰される。

いては別に募集を行う。

第一三九条（株式申込人の払込義務）

株式申込人は、株式申込書に記載したところに従い株金を払込む義務を負う。

第一四〇条（株券発行の価格）

株券の発行価格は、券面額を下ることを得ず。

第一四一条（株金の払込み督促）

第一次発行の株式発行総数の募集に足りたとき、発起人は直ちに各株式申込人に株式引受金額の払込みを催告するを要す。額面以上の金額で株式を発行したときは額面を越える金額は其の払込株金と同時に之を払込むことを要す。

第一四二条（引受株払込金未払いの効果）

①株式引受人に前条の払込み遅延がありたるとき、発起人は一ヶ月以上の期限を定め其の株式引受人に払込みを催告することを要す。其の期限を越えるも払込まざることは、其の権利を失うべき旨通告をすることを要す。
②発起人が前項の催告をなすも株式引受人が払込みをせざるときは、其の権利を失い、其の引受たる株式につ

③前項の事由により損害が生じたときは、株式引受人に對し其の賠償を請求することを得。

第一四三条（創立総会の招集）

前条の株式引受人の払込みが完了した後、発起人は、二ヵ月以内に創立総会を招集することを要す。

第一四四条（創立総会の決議及び手続き）

創立総会の手続き及び決議は、第一七二条第一項、第三項、第六項、第一七四条乃至第一七九条、第一八一条及び第一八三条の規定を準用す。但し、取締役及び監査役の選任に関しては第一九八条の規定を準用す。

第一四五条（発起人の報告義務）

①発起人は、第四一九条第一項第一号乃至第六号に掲げたる事項及び其の他設立に関しての必要事項を創立総会に於て報告することを要す。

②発起人が前項の報告に虚偽があるときは、各二万元以下の罰金を科す。

第一四六条（取締役、監査役及び検査人の選任）

①創立総会に於て取締役及び監査役を選任することを

要す。取締役及び監査役選任後、前条の規定の事項に従い確實に調査を行い並びに創立総会に於て報告することを要す。

②発起人が、取締役、監査役に当選し、且自己と利害関係を有する場合、前項の調査は、創立総会に於て別に検査人を選任して之をなすことを得。

③前二項に定めた調査は、第四一九条第二項の規定を準用す。但し、其の裁減については創立総会に於て之を行ふ。

④発起人が調査を妨害する行為或は取締役、監査役、検査人の報告に虚偽があるときは各二万元以下の罰金を科す。

⑤第一項、第二項の調査、報告は、取締役、監査役或は検査人の請求により延期して提出されたとき、創立総会は第一八二条の規定を準用し、延期或は集会を続行することを要す。

第一四七条（創立総会の裁減権）

発起人の受くことを得る報酬或は特別利益及び会社が負担する設立費用を濫用する者があるとき、創立総会に

於て之を裁減することを得。払込金充当の財産の評価が過度に高きときは、創立総会は之に対し与える株式数を減じ或は不足額を補充すべき旨通告することを得。

第一四八条（発起人の連帯引受払込義務）

引受なき第一次発行株式及び引受ありたるも払込み未済の株式のあるときは、発起人は連帯して其の引受払込をなすことを要す。株式の申込が撤回されたときも亦同じ。

第一四九条（発起人の損害賠償責任）

第一四七条及び第一四八条の事由により会社が損害を受けたとき発起人に對し賠償を請求することを得。

第一五〇条（会社の不成立時の発起人の責任）

会社が成立能はざるとき、発起人は会社の設立の為になした行為及び設立に要した費用に関し連帯して責を負う。其の虚偽、割増し請求及び濫費により裁減された場合も亦同じ。

第一五一条（創立総会の権限）

①創立総会に於て定款の改正或は会社不設立の決議をすることを得。

②第二七七条第二項乃至第四項の規定は、前項の定款の改正に之を準用す。第三一六条の規定は前項の会社不設立の決議に之を準用す。

後も亦連帯責任を負う。

設立の決議に之を準用す。

第一五二条（株式申込の撤回）

第一次発行の株式引受が充足された後、三カ月を経るも払込金が未だ完納されず或は発起人が二ヶ月以内に創立総会を招集せざるときは、株式引受人は其の株式の申込を撤回することを得。

第一五三条（株式引受撤回の禁止）

創立総会終了後、株式引受人は株式の申込引受を撤回することを得ず。

第一五四条（株主の有限責任）

株主の会社に対する責任は、其の株式の払込済金額を限度とす。

第一五五条（発起人の連帯賠償責任）

①発起人が会社の設立事項に於て其の任務を懈怠したことにより会社が損害を被りたるとき、会社に対し連帯賠償責任を負うことを要す。

②発起人が会社の設立登記前に負いたる債務は、登記

第一五六条（株式と資本）

①株式会社の資本は之を株式に分かつことを要す。各株の金額は均一なることを要す。一部分は、特別株とするを得。其の種類は定款に依り之を定む。

②前項の株式総数は、分けて発行することを得。但し、

第一次発行の株式は、株式総数の四分の一を下ることを得ず。

③株式会社の最低資本総額は、主管機関が其の性質と事情を斟酌して命令を以て之を定むことを得。

④会社の資本額が一定数額以上に達したるとき、政府の許可した公営事業及び其の目的とする事業の主管機関が特別に審査許可したるもの以外、其の株券は公開発行としなければならない。数額については主管機関の命令を以て之を定む。

⑤株主の出資は、発起人の出資及び本法に別に定めある場合を除き、現金に限る。

第二節 株式

⑥同次発行の株式は、其の発行条件が同一である場合、

価格は均一なることを要す。

第一五七条（特別株発行の手続き）

会社が特別株を発行するとき左の各号を定款に定めることを要す。

一 特別株の配当金及び特別利益金の分配の順序、定額または定率

二 特別株の会社残余財産分配の順序、定額或は定率

三 特別株の株主の議決権行使の順序、制限或は無議決権

四 特別株の権利義務上の其の他の事項

第一五八条（特別株の回収）

会社発行の特別株は、利益或は新株を発行したときの株金を以て回収することを得。但し、特別株株主が定款に定められた享有すべき権利を損なうことを得ず。

第一五九条（特別株の変更とその株主会）

①会社が既に特別株を発行している場合、其の定款の変更で特別株株主の権利に損害を与えるときは、発行済株式総数の三分の二以上の株主の出席する株主総会で出席した株主の過半数の決議を要する外、特別株株主会の

決議を経ることを要す。

②株式を公募した会社で出席した株主の株式総数が前項の定額に不足のある場合、発行済株式総数の過半数の株主の出席で出席した株主の三分の二以上の同意の決議並びに特別株株主会の決議を経て行うことを得。

③前二項の出席株主株式総数及び議決権数は、定款により多数の規定があれば其の規定に従う。

第一六〇条（株式の共有）

①株式が数人の共有になるときは、共有者は株主の権利を行使すべき者一人を定めることを要す。

②株式の共有者は、会社に対し連帯して株金の払込みを行なう義務を負う。

第一六一条（株券発行の時期）

①会社は、設立登記或は新株発行の変更登記後に非ざれば株券を発行することを得ず。

②前項の規定に違反して株券を発行したときは、其の株券は無効とす。但し、株券の所持人は、株券の発行者に対して損害賠償の請求をすることを得。

③前項の株券発行者は各一万五千元以下の罰金を科す。

す

第一六一条之一（株券発行の時期(一)

①会社は、設立登記或は新株発行の変更登記後、三ヶ月以内に株券を発行することを要す。

②会社の責任者が前項の規定に違反して株券を発行せざるとき、主管機関が発行期限を定め発行を命令する外、各二千元以上一万元以下の罰金を科す。期限が過ぎたるもなお発行せざる者は継続して期限を定め発行を命令することを得。各次連続して各三千元以上二万元以下の罰金を科し、株券が発行されるまで継続す。

第一六二条（株券の作成及び様式）

①株券には番号を付し、左の各号の事項を記載し、取締役三人以上の署名捺印を要し、主管機関或は其の発行の審査許可を行いたる機関の認証を受けた後発行す。

第一六三条（株式の譲渡及び制限）

①会社株式の譲渡は、定款を以て禁止或は之を制限することを得ず。但し、会社の設立登記後に非ざれば譲渡することを得ず。

②発起人の株式は、会社設立登記一年後に非ざれば譲渡することを得ず。

第一六四条（記名株券の譲渡）

記名株券は、株券所持人により裏書して譲渡す。

第一六五条（株券の名義変更の効力と期限）

①記名株券の譲渡は、譲受人の本名或は名称を株券に記載し、譲受人の本名或は名称及び住所或は居所を会社

六 特別株券には其の特別種類を標明することを要す
七 株券発行の年月日

②記名株券には株主の本名を記載することを要し、同一人の所有による記名株券には同一の本名を記載し、株券が政府或は法人の所有に係るときは、政府或は法人名を記載することを要し、他の名義を用い或は代表者の本名のみの記載をすることを得ず。

六 特別株券には其の特別種類を標明することを要す
七 株券発行の年月日

第一六一条之二（株券発行の時期(二)

①会社は、設立登記或は新株発行の変更登記後、三ヶ月以内に株券を発行することを要す。

- 二 設立登記或は新株発行の変更登記の年月日
- 三 発行株式総数及び一株の金額
- 四 本次発行株数
- 五 発起人株券には発起人株券の文字を標明することを要す

の株主名簿に記載するに非ざれば其の譲渡を以て会社に対抗することを得ず。

②前項の株主名簿の記載の変更は、定期株主総会前一ヵ月以内、臨時株主総会前一五日以内或は会社が配当及び特別利益或は其の他利益の分配基準日前五日以内に之をなすことを得ず。

第一六六条（無記名株券の発行）

①会社は、定款を以て無記名株券の発行を規定することを得。但し、其の株式数は、発行済株式総数の二分の一を越えることを得ず。

②会社は、株主の請求により無記名株券を発行し或は無記名株券を記名株券に改めて発給することを得。

第一六七条（株式の回収、買入れ及び質権設定）

①会社は、第一五八条、第一八六条及び第三一七条の規定を除き自己の株式を回収、買入れ或は質権設定の目的として受取ることを得ず。但し、株主が、清算をなし或は破産宣告を受けたときは、市価を以て其の株主が清算或は破産宣告を受ける前の会社に対する債務の相殺にあてる為に之を受取ることを得。

②会社は、前項但書或は第一八六条の規定に依り株式を回収或は買受けたときは六ヶ月以内に市価を以てそれを売却することを要す。期限を過ぎても売却せざるときは、会社が当該株式を発行せざりしものと看做し、変更登記をすることを要す。

第一六八条（株式の消却）

①会社は、減資の規定に依るに非ざれば、其の株式を消却し資本を減少させることを得ず。本法の規定を除き、株主の所有する株式の数に比例して之を減少するを要す。

②会社の責任者が前項の株式の消却の規定に違反して株式を消却したるとき各二万元以下の罰金を科す。

第一六九条（株主名簿の備置）

①株主名簿には番号を付し、左の事項を記載することを要す。

- 一 各株主の本名或は名称、住所或は居所
- 二 各株主の株数及び其の株券の番号
- 三 株券発給の年月日
- 四 無記名株券を発行したときは其の株数、番号及び発行の年月日を記載するを要す

五 特別株式を発行したときは、特別種類たることを明記するを要す

②コンピュータ作業或はコンピュータ機器の処理を採用する者は、前項の資料を付表で以て之を補充することを得。

③会社を代表する取締役は、本店に株主名簿を備置或是其の指定する株式代行機構に備置くを要す。違反した者は、一千元以上五千円以下の罰金を科す。会社の責任者が、株主名簿に不実の記載をなしたときは刑法或は特別刑法の規定に依り処罰さる。

第三節 株主総会

第一七〇条 (株主総会の種類)

①株主総会は、左の二種に分かつ。

- 一 定期株主総会は、毎年少なくとも一回招集す
- 二 臨時株主総会は、必要あるとき之を招集す

②前項の定期株主総会は、毎當業年度の終了後六カ月以内に之を招集することを要す。但し、正当な事由があり主管機関の許可を経たものは此の限に在らず。

③会社を代表する取締役が前項の招集期限の規定に違反したとき二千元以上一万元以下の罰金を科す。

第一七一条 (株主総会の招集)

株主総会は、本法に定めのある外、取締役会が之を招集す。

第一七二条 (定期株主総会招集の手続き)

①定期株主総会の招集は、二〇日前までに各株主に通知し、無記名株券を有する株主には三〇日前までに之を公告することを要す。

②臨時株主総会の招集は、一〇日前までに各株主に通知し、無記名株券を有する株主には一五日前までに之を公告することを要す。

③通知及び公告には招集事由を明記することを要す。

④前項の招集事由は、臨時動議を列記することを得。

但し、取締役、監査役の改選、定款の変更或は会社の解散或は合併の事項に関しては事由の中に列挙することを要し、臨時動議として提出することを得ず。

⑤第一項乃至第三項は、無議決権株主には之を適用せず。

⑥会社を代表する取締役が第一項或は第二項の通知期限の規定に違反したときは、一千元以上五千元以下の罰金を科す。

第一七三条（少數株主による株主総会招集の請求）

①一年以上継続して発行済株式総数の一〇〇分の三以上上の株式を所有する株主は、提案事項及び理由を明記した書面を以て取締役会に対し臨時株主総会の招集を請求することを得。

第一七五条（仮決議）

④取締役或は監査役が株式の譲渡或は其の他の理由により本法の規定に依つて株主総会を招集すること能はざるとき、発行済株式総数の一〇〇分の三以上の株式を所有する株主は地方主管機関の許可を得て自ら之を招集することを得。

第一七四条（株主総会の決議方法）

株主総会の決議は、本法に別に定めあるものを除き、発行済株式総数の過半数の株主の出席と出席株主の過半数の同意を以て之を行う。

③前二項の規定に依り招集された臨時株主総会は、会社の業務及び財産の状況の調査の為検査人を選任することを得。

②前項の株主総会に於て、なお発行済株式総数の三分の一以上の株主の出席があり、且出席株主議決権の過半数の同意があるときは前条の決議と看做す。

第一七六条（無記名株主の株主総会への出席）

無記名株券の株主は、株主総会の開催される五日前までに其の株券を会社に預託するに非ざれば出席することを得ず。

第一七七条（代理人の出席）

①株主は、毎次株主総会に会社が印刷発行した委任状に授権範囲を明記して代理人に交付し株主総会への出席を委任することを得。

②信託事業を除く外、一人が同時に二人以上の株主の委託を受けたとき、其の代理の議決権は、発行済株式総数の議決権の一〇〇分の三を越えることを得ず。超過したとき其の超過した議決権は計算せず。

③一株主は、一委任状を一人に出して委任するに限り、株主総会開会五日前までに会社に送達することを要す。委任状が重複したとき、先に送達されたものを認む。但し、前委任状を取消すことを通告したものは此の限に在らず。

第一七八条（議決権行使の回避）

株主が、会議の目的たる事項に利害関係を有し、会社

の利益を害する虞あるときは議決に加わることを得ず。

又、他の株主を代理して其の議決権を行使することを得ず。

第一七九条（議決権の制限）

①会社の各株主は、第一五七条第三号の事由を除き、一株につき一議決権を有す。但し、一株主が発行済株式総数の一〇〇分の三以上を有する場合は、定款を以て其の議決権を制限することを要す。

②会社が本法に依りて自己保有する株式は、無議決権とす。

第一八〇条（株式数、議決権数の計算）

①株主総会の決議は、無議決権株主の株式数を発行済株式総数に算入せず。

②株主総会の決議は、第一七八条の規定に依り議決権を行使しえない株式数を出席済株主議決権数に算入せず。

第一八一条（政府或は法人が株主のときの議決権）

①政府或は法人が株主のとき、其の代表者は一人に限定せず。但し、其の議決権の行使は其の有する株式を総合して計算したところによる。

②前項の代表者が二人以上いるとき、代表者は共同して議決権を行使することを要す。

第一八二条（延期或は総会の続行）

株主総会が五日以内の延期或は総会の続行が決議されたとき第一七二条の規定を適用せず。

第一八三条（議事録の作成と保存）

①株主総会の決議事項は、議事録に作成し、議長が署名捺印し総会後、一五日以内に其の議事録を各株主に各々送付することを要す。

②議事録には、会議の年月日、場所、議長の氏名及び議決方法並びに議事経過の要領及び其の結果を記載することを要す。

③議事録は、出席した株主の署名簿及び代理出席の委任状と一括して之を保存することを要す。

④会社を代表する取締役が前項の規定に違反し、議事録、出席した株主の署名簿及び代理出席の委任状を保存せざりしそき、一千元以上五千円以下の罰金を科す。会社の責任者が不実の記載をなしたとき刑法或は特別刑法の規定に依り処罰さる。

第一八四条（株主総会の審査権）

①株主総会は、取締役会の作成した書表、監査役の報告を審査し、利益処分及び配当を決議することを得。

②前項の審査を執行するとき、株主総会は検査人を選任することを得。

③前二項の審査を妨害したるとき各二万元以下の罰金を科す。

第一八五条（特別決議）

①会社が左の行為をなすには、発行済株式総数の三分の二以上の株主の出席する株主総会で出席した株主の議決権の過半数の同意を以て之を行うことを要す。

一　すべての業務の賃貸、経営の委託或は他人と常時共同経営を行うことに関する契約を締結、変更或は終了させること

二　全部或は主要部分の営業或は財産を譲渡すること

三　他人の営業の全部或は財産を譲受け、会社の運営に重大な影響のあるもの

②株式の公開発行をしたる会社は、出席株主の株式総数が前項の定額に足りないとき、発行済株式総数の過半

数の株主を代表する株主の出席及び出席した株主の議決権の三分の一以上の同意で之を行ふことを得。

③前二項の出席株主の株式総数及び議決権数は、定款に、より多数の規定があれば其の規定に従う。

④第一項の行為の要領は、第一七二条に定める通知及び公告に記載することを要す。

⑤第一項の議案は、取締役の三分の一以上の出席する取締役会で出席した取締役の過半数の決議を以て之を提出することを要す。

第一八六条（少數株主の株式買取請求権）

株主は、株主総会で前条の決議を行う前既に書面にて当該行為に反対する意思表示を会社に通告し並びに株主総会に於ても反対した者は、会社に対し当時の公平な価格で其の所持する株式の買取りを請求することを得。但し、株主総会が前条第一項第二号の決議をなすと同時に解散を決議したときは此の限に在らず。

第一八七条（買取請求の時期及び価格）

①前条の請求は、第一八五条の決議の日より起算して二〇日以内に株式の種類及び数額を書面に記載して提出

することを要す。

②株主と会社間で株式価格を協議決定した場合は、会社は決議した日より起算して九〇日以内に代価を支払うことを要す。第一八五条の決議の日から起算して六〇日以内に未だ協議に達せざるときは株主は、この期間経過後三〇日以内に裁判所に価格の裁定を申請することを要す。

③会社は、裁判所の裁定価格に対し、第二項の期間満了日より法定利息を支払うことを要す。株式買取代金の支払は株券の交付と同時に之を行うことを要し、株式の譲渡は代金支払のとき其の効力を生ず。

第一八八条（株式買取請求権の失効）

①第一八六条の株主の請求は、会社が第一八五条第一項に規定する行為を取消したるとき其の効力を失う。

②株主が前条第一項及び第二項の期間内に同項の請求をなさざるときも亦同じ。

第一八九条（決議の取消）

株主総会の招集の手続き或は決議方法が法令或は定款に違反したとき、株主は決議の日より起算して一ヶ月以

内に裁判所に其の決議の取消の訴えを提起することを得。

第一九三条（取締役の責任）

第一九〇条（登記の取消）

決議事項が既に登記済の場合、裁判所の通知或は利害関係人の申請確定後、主管機関は裁判所の決議取消の判請を経て登記の取消をすることを要す。

第一九一条（決議の無効）

株主総会の決議の内容が法令或は定款に違反するときは無効とす。

第一九四条（株主の制止請求権）

第四節 取締役及び取締役会

第一九二条（取締役の選任）

①会社の取締役会は取締役の選任を三人未満とするこ

とを得ず。株主総会に於て行為能力を有する株主の中より之を選任す。

②民法第八五条の規定は、前項の行為能力には之を適用せず。

③会社と取締役との関係は、本法に別に定めのある外、民法の委任の規定に依る。

④第三〇条の規定は、取締役に之を準用す。

- ①取締役会が業務を執行するにあたり、法令、定款及び株主総会の決議によることを要す。
- ②取締役会の決議が前項の規定に違反し会社が損害を受けたとき、決議に参与した取締役は、会社に対し賠償の責を負う。但し、異議を表示した取締役が、記録或は書面で以て証明し得るとき、其の責任を免ず。

第一九五条（取締役の任期）

取締役会が、会社の登記した業務の範囲外の行為或は其他法令或は定款に違反する行為を決議したとき、繼續して一年以上株式を所有せる株主は取締役会に其の行為を停止する請求をすることを得。

- ①取締役の任期は三年を越えることを得ず。但し、連任を妨げず。
- ②取締役の任期が満了後未だ改選されざるとき、其の職務執行の期間を延長し、改選した取締役が就任したときを以て終了す。但し、主管機関は、職権により期限を定め会社に改選を命令することを得。期限が満了しなお

改選せざるとき、会社の責任者は各一千元以上五千元以下の罰金を科し並びに再び期限を定めて其の改選を命令し、期限が過ぎてもなお改選しないときは継続して期限を定め其の改選を命令することを得。各回命令に付き連続して各回二千元以上一万元以下の罰金を科し、改選が行われるまでとす。

第一九六条（取締役の報酬）

取締役の報酬は、定款に定めなきときは株主総会の決議を以て定めることを要す。

第一九七条（取締役の株式譲渡制限）

①取締役は、選任後其の選任当時所有の会社の株式数を主管機関に申告することを要す。任期中に其の二分の一以上を譲渡することを得ず。二分の一を越えたとき其の取締役は当然解任さる。

②取締役は、任期中其の株式が増減したとき主管機関に申告並びに之を公告することを要す。

第一九八条（取締役選任の方法）

株主総会で取締役を選任するとき、各一株につき選出すべき取締役人数と同数の選挙権を有し、集中して一人

を選挙したり分配して数人を選挙することを得。選挙権をより多く代表する得票者が取締役に当選するものとす。

第一九九条（取締役の解任）

取締役は、株主総会の決議でいつにても解任することを得。但し、任期の定めある場合に於て正当な理由がなく其の任期満了前に解任したときは、取締役は会社に対し之によりて受けた損害の賠償を請求することを得。

第二一〇〇条（取締役解任の訴）

取締役の業務執行が会社に重大な損害を与える行為或は法令、定款に違反する重大な事項があり、株主総会が其の解任を決議せざるとき、継続して発行済株式総数の一〇〇分の三以上の株式を一年以上所持する株主により株主総会後三〇日以内に裁判所に対し之を裁判する訴を提起することを得。

第二一〇一条（取締役の補選）

①取締役の欠員が三分の一に達したとき、直ちに臨時株主総会を招集して補選するを要す。

②取締役の欠員が補選されるまで必要のあるときは、原選挙で次点の得票者が其の職務を代行することを得。

第二〇二一条 (取締役会の職権)

会社の業務の執行は、取締役会が之を決定す。本法或は定款の規定に依り株主総会で決議すべき事項の外、すべて取締役会の決議にて之を行うことを得。

五分の一以上の当選した取締役により地方主管機関の許可を経て自ら之を招集することを得。

第二〇四条 (招集の通知)

取締役会の招集は、事由を明記して七日前に各取締役に通知することを要す。但し、緊急の事由あるときは隨時之を招集することを得。

第二〇五条 (取締役の代理)

①取締役会開会時、取締役は自ら出席することを要す。但し、会社の定款で他の取締役を代理とし得る規定があるときは此の限に在らず。

②取締役が他の取締役に取締役会の代理出席を委任したとき、其の都度委任状を交付しそれに招集事由の授権範囲を列挙するを要す。

③前項の代理人は一人の委任を受くるに限る。

④取締役が国外に居住する者であるときは、書面を以て国内に居住する其の他の株主に経常的に委任し、取締役会に代理出席することを得。

⑤前項の代理は、主管機関に登記申請することを要し、

第一項、第三項の期限内に取締役会を招集せざりしどき、

変更するときも亦同じ。

⑥選挙で最も多い選挙権を代表する得票の取締役が、

第二〇六条（取締役会の決議）

①取締役会の決議は、本法に定めのある外、取締役の過半数の出席を要し、出席取締役の過半数の同意で之を行ふ。

②第一七八条、第一八〇条第二項の規定は、前項の決議に之を準用す。

第二〇七条（取締役会議事録の作成）

①取締役会の議事は、議事録を作成することを要す。

②前項の議事録は、第一八三条の規定を準用す。

第二〇八条（取締役長と常任取締役）

①取締役会が常任取締役を設けていないとき、取締役

の三分の二以上の出席で出席した取締役の過半数の同意を得て互選により一人を取締役長並びに定款の規定により同一の方式で互選により一人を副取締役長とすることを得。

②取締役会が常任取締役を設けているとき、其の常任

取締役は、前項の選挙方法により之を互選し、定員は少なくとも三人、多くても取締役人数の三分の一を越えることを得ず。取締役長或は副取締役長は、常任取締役に

より前項の選挙方法で之を互選す。

③取締役長は、対内的には株主総会、取締役会及び常任取締役会の主席となる。対外的に会社を代表す。取締役長が、休暇或は事故により職権行使すること能はざるとき、副取締役長が之を代理す。副取締役長がないときは副取締役長も亦休暇或は事故により職権行使すること能はざるとき、取締役長が常任取締役を一人指定して之を代理す。常任取締役を設げざるときは、取締役一人を指定して之を代理す。取締役長が代理人を指定していないとき常任取締役或は取締役の互選で一人が之を代理す。

④常任取締役は、取締役会が休会のとき、法令、定款、株主総会の決議及び取締役会の決議により集会方式を以て日常の取締役会の職務を執行し、取締役長により隨時招集し、半数以上の常任取締役の出席で出席者の過半数の決議で之を行う。

⑤取締役長及び副取締役長は、共に中華民国国籍を有し、且国内に住所を有することを要す。常任取締役の半数以上は国内に住所を有することを要す。

(6)第五七条及び第五八条は、会社を代表する取締役に之を準用す。

第二〇九条（取締役の競業の禁止と会社帰入権）

①取締役は、自己或は他人の為に会社の営業範囲内の行為をなすとき、株主総会に其の行為の重要な内容の説明を要し並びに其の許可を取得することを要す。

②株主総会が前項の許可の決議をなすには、発行済株式総数の三分の二以上を有する株主の出席を要し、出席した株主の過半数の同意を以て之を行う。

③株式を公開している会社に於ては、出席した株主の株式総数が前項の定額に不足の場合、発行済株式総数の過半数の株主の出席を得て、出席した株主の議決権の三分の二以上の同意を以て之を行うことを得。

④前二項の出席株主の株式総数及び議決権数は、定款で、より高い数額の規定があるときは其の規定に従う。

⑤取締役が第一項の規定に違反して自己或は他人の為に当該行為をなしたとき、株主総会は、決議を以て其の行為の所得を会社の所得と看做することを得。但し、所得が発生してから一年を越えたものは此の限に在らず。

第二一〇条（定款、帳簿の備置）

①取締役会は、定款及びこれまでの各任期の取締役会の議事録、貸借対照表、損益計算書を本店に備置き並びに株主名簿及び社債の原符を本店或は株式事務代行者の営業所に備置くことを要す。

②前項の定款及び帳簿は、株主及び会社の債権者が利害関係証明書類を提示して範囲を指定し、隨時査閲或は抄録を請求することを得。

③会社を代表する取締役が、第一項の規定に違反して定款、帳簿を備置かざりしどき或は前項の規定に違反して、正当な事由なく査閲或は抄録を拒絶した者は、一千元以上五千元以下の罰金を科す。会社の責任者が備置いた定款、帳簿に不実の記載をなしたときは刑法或は特別刑法の規定に依り処罰さる。

第二一一条（欠損の報告及び破産の申請）

①会社の欠損が払込資本額の二分の一に達したとき、取締役会は直ちに株主総会を招集し報告することを要す。

②会社の財産が明らかに其の債務を完済するに足らざるとき、第二八二条の規定に依りて処理することを得る。

外、取締役会は直ちに破産宣告の申請をなすことを要す。

- ③会社を代表する取締役が前二項の規定に違反したときは一万元以下の罰金を科す。

第二一一二条（株主総会が取締役に対する訴訟の期限）

株主総会に於て取締役に對して訴訟を提起することを決議したときは、会社は決議の日より一ヶ月以内に之を提起することを要す。

第二一一三条（会社と取締役間の訴訟の代表）

会社と取締役との間における訴訟は法律に別段の定めある場合を除き、監査役が会社を代表す。株主総会は又別に会社を代表して訴訟をなすべき者を選任することを得。

第二一一四条（少數株主対取締役の訴訟）

①継続して一年以上発行済株式総数の一〇〇分の五以上を有する株主は、書面を以て監査役に取締役に對し訴訟を提起すべく請求することを得。

②監査役が前項の請求がありたるときから三〇日以内に訴訟を提起せざるとき、前項の株主は会社の為に訴訟を提起することを得。株主が訴訟を提起したとき、裁判

所は被告の申請により起訴の株主に相当の担保の提供を命ずることを得。株主の敗訴により会社が損害を受けたとき、起訴した株主は会社に對し賠償の責を負う。

第二一一五条（代表訴訟の損害賠償）

①前条第二項の訴訟を提起するに依拠した事実が明らかに虚構であることが最終判決で確定したとき、本項訴訟を提起した株主は被告の取締役に對し本訴訟で受けた損害の賠償責任を負う。

②前条第二項の訴を提起するに依拠した事実が明らかに実在することが最終判決で確定したとき、被告の取締役は起訴した株主に対し本訴訟で受けた損害の賠償責任を負う。

第二一一六条（監査役の選任）

第五節 監査役

①会社の監査役は、株主総会に於て株主の中より之を選任す。監査役中少なくとも一人は国内に住所を有することを要す。

②会社と監査役との間の関係は、民法の委任に関する

規定に従う。

③第三〇条の規定及び第一九二条第一項第二項の行為能力に関する規定は、監査役に之を準用す。

第二一七条（監査役の任期）

①監査役の任期は、三年を越えることを得ず。但し、連任を妨げず。

②監査役の任期が満了後未だ改選されざるとき、其の職務執行の期限を延長し改選した監査役が就任したときまでとす。但し、主管機関は、職権により期限を定め会社に改選を命令することを得。期限が過ぎたるも改選せざるとき会社の責任者に各一千元以上五千元以下の罰金を科し並びに再度期限を定めて其の改選を命令し、更に期限を過ぎてもなお改選しないときは、引続き期限を定めて其の改選を命令することを得。各回命令に付き連續して各回二千元以上一万元以下の罰金を科し、改選が行わされたときまでとす。

第二一八条（取締役の監査役への業務報告）

て報告を提出することを請求することを得。
②監査役が前項の事務を処理するとき、会社を代表して弁護士、会計士に委託し之を審査することを得。
③第一項の規定に違反して監査役の検査行為を妨害した者は、各二萬元以下の罰金を科す。

第二一八条之一（取締役の監査役への業務報告）

取締役は、会社が重大な損害を受ける虞あることを発見したとき直ちに監査役に報告することを要す。

第二一八条之二（監査役の停止請求権）

取締役会の業務執行に法令、定款に違反する行為がありたるとき或は登記の範囲外の業務を經營したとき、監査役は直ちに取締役会に対し其の行為を停止すべき旨通知することを要す。

第二一九条（監査役の帳簿審査権）

①監査役は、取締役会が作成して株主総会に提出した各種の帳簿につき其の証憑を照合し、実態を調査し意見を付して株主総会に報告するを要す。

①監査役は、いつにても会社の業務及び財務状況を調査し、帳簿其の他の書類を審査し並びに取締役会に対し

査させることを得。

②監査役の前項の事務処理は、会計士に委任し之を審査させることを得。

③監査役が第一項の規定に違反し不実の報告をしたときは、各二万元以下の罰金を科す。

第二二〇条（監査役の株主総会招集権）

監査役は、必要と認めたときは株主総会を招集することを得。

第二二一一条（監査権の行使）

監査役は、各自単独に監査権を行使することを得。

第二二二一条（監査役の兼職禁止）

監査役は、会社の取締役、支配人或は其の他の職員を兼任することを得ず。

第二二三条（監査役の会社代表）

取締役が自己或は他人の為会社と交渉をなすときは、監査役が会社を代表す。

第二二四条（監査役の会社に対する責任）

監査役が監査の業務を怠つたことにより会社が損害を受けたとき、会社に対して賠償責任を負う。

第二二五条（株主総会の監査役に対する訴訟）

①株主総会が監査役に対して訴えを提起することを決議したとき、会社は決議の日より一ヶ月以内に之を提起

することを要す。

②前項の訴えの代表は、株主総会が取締役以外の者を選任して行うことを得。

第二二六条（取締役、監査役の連帯責任）

監査役が会社或は第三者に対し損害賠償責任を負い、取締役も其の責任を負うとき、当該監査役と取締役は連帶債務者となる。

第二二七条（取締役規定の準用）

第一九六条乃至第二〇〇条、第二一四条及び第二一五条の規定は監査役に之を準用す。但し、第二一四条の監査役に対する請求は取締役会に対し之をなすことを要す。

（第二二八条以下、次号）